

## 香川県待機児童対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 子ども・子育て支援法附則第14条第4項に基づき、県内の待機児童の解消及びその発生の防止を目的として、香川県及び香川県内市町が小学校就学前子どもに係る子ども・子育て支援に関する施策を連携して実施するために香川県待機児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 保育の受け皿確保に関する事
- (2) 保育人材の確保及び資質の向上に関する事
- (3) 待機児童の解消及び発生防止に向けた情報の共有等に関する事
- (4) その他協議会で必要と認める事項に関する事

### (協議会の組織・構成等)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関の担当課長等をもって構成し、会長を置く。  
2 会長は、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課長とし、会議の議長として議事を整理する。  
3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。  
4 協議会において、必要がある時には、学識経験者や保育事業者等の臨時委員を置くことができる。

### (招集等)

第4条 協議会は、会長が招集する。  
2 会長は、必要に応じて協議会に構成員以外の者の出席を求め又は他の方法で意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月17日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	関係団体
1	高松市
2	丸亀市
3	坂出市
4	善通寺市
5	観音寺市
6	さぬき市
7	東かがわ市
8	三豊市
9	土庄町
10	小豆島町
11	三木町
12	直島町
13	宇多津町
14	綾川町
15	琴平町
16	多度津町
17	まんのう町
18	香川県